

学校法人SKK 奨学会 規約

(名 称)

第1条 本会は、学校法人SKK 奨学会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、学校法人SKK本部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、学校法人SKKの教育理念「誠実、研鑽、継続」に即し、企業や個人より教育活動の奨励を目的とし、教育の充実、発展に活用することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学生への支援事業

学生の修学に対する支援、学生の就職活動に対する支援、学生の課外活動に対する支援 等

(2) 教育活動への支援事業

教育環境の整備、教材充実に対する支援、法人、団体等との連携活動に対する支援 等

(3) 学費への支援事業

SKK給付奨学金制度（返還不要）、家族割引制度、資格特待生制度、大学・社会人入学支援制度、指定校推薦制度 等

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する法人、団体及び個人（卒業生を含む）の者とする。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名以上

(3) 幹 事 若干名

(4) 会 計 1名

(5) 監 査 2名

(役員選出)

第7条 役員は学校法人の理事、および当会役員の推薦に基づき総会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が出た場合は、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長欠席の時は会長指名の副会長がその職務を代行する。

幹事は、第4条の諸活動を運営する。

会計は、会計事務を掌握する。

会計監査は、会計の監査を行い、監査報告をする。

(会 議)

- 第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とし、会長が招集する。
定期総会は、年1回開催し、事業計画及び事業報告、予算及び決算、規約改正の審議、その他議長が必要と認める事項を行う。
その他の会議は会長が必要に応じて開催する。

(決 議)

- 第11条 会議の決議は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(寄付金額)

- 第12条 本会の会員は、その種別に応じ負担する。
法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 3,000円
原則、2口以上からとするが、口数や金額は問わない。

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会規の変更)

- 第14条 本会の会規を変更しようとするときは、役員会の議決を得なければならない。

(設立年月日)

- 第15条 本会の設立年月日は2024年9月1日とする。

附 則

- 本規約は、2024年7月26日学校法人理事会承認の日から施行し、2024年9月1日から適用する。
なお、設立年度は会計年度および役員任期は、2024年9月1日から2025年3月31日を1期目とする。